平成２３年（フ）第１７４号
福島県田村郡三春町大字込木字大志田247番地の33
債務者　志賀　睦子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
長野県上田市下室賀364番地８
債務者　割田　長二
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１２２号
長野県上田市諏訪形955番地
債務者　水下　生命
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１２５号
長野県上田市材木町１丁目10番18号　メゾン21東小303号、前住所長野県上田市中央５丁目８番15号
債務者　金子　　駿
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１２０号
兵庫県明石市和坂２丁目６番40号、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬861番地の２　308号
債務者　山本　智子（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
神戸市西区高雄台25番40号
債務者　清水　良祐
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
神戸市西区長畑町216番地の９
債務者　山本総一郎
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
神戸市西区長畑町216番地の９、住民票上の住所神戸市長田区東丸山町８番７号
債務者　山本　　均
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
神戸市西区長畑町216番地の９、住民票上の住所神戸市長田区東丸山町８番７号
債務者　山本　道代
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
兵庫県明石市藤江1763番地の14
債務者　野上　百合
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
兵庫県明石市西明石西町１丁目７番37号
債務者　宮木　明子（旧姓渋谷・奥澤）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３００号
兵庫県明石市大久保町大窪883番地の１　グリーンハイツ大久保103号
債務者　川上有希子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
富山市**蓮**町２丁目５番27号、住民票上の住所富山市新金代１丁目27番地
債務者　吉田　　清
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４号
広島県福山市多治米町２丁目25番７号、旧住所広島県福山市南本庄３丁目５番８―205号
債務者　岸本小百合
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２２４号
広島県福山市西町２丁目11番29号、旧住所広島県三原市本町２丁目４番６―802号
債務者　中川千賀子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２３３号
広島県福山市西新涯町２丁目18番２号　杉原住宅３
債務者　吉井　有子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１０１号
名古屋市瑞穂区神穂町５番33号　ＮＤＳマンション神穂504号
債務者　岩田まどか（旧姓西嶋）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部